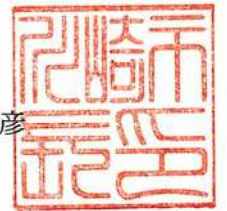


都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定に基づき市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第19条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和6年11月11日

川崎市長 福田 紀彦



- 1 組合の名称
鷺沼駅前地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
組合設立認可公告日から令和21年3月末日まで
- 3 施行地区
川崎市宮前区鷺沼一丁目
1番、26番1の一部
川崎市宮前区鷺沼三丁目
1番2、1番3の一部、1番19、1番44、1番51、1番53、
1番55、15番1の一部
川崎市宮前区小台一丁目
18番4、18番5、18番6、18番7、18番8、18番9、
18番106、21番1の一部、21番2の一部
- 4 事務所の所在地
神奈川県川崎市宮前区鷺沼三丁目1番2号
- 5 設立認可の年月日
令和6年11月11日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う
- 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和6年12月10日